

宮崎ともこ後援会 規約

- 1（名称） 本会は、宮崎ともこ後援会と称する。
- 2（事務所） 本会は、事務局を新潟県上越市三和区鴨井4 7 1内に置く。
- 3（目的） 本会は、宮崎ともこ氏の政治活動を後援することにより、
地域社会の発展を図ることを目的とする。
- 4（事業） 本会の前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
 - （1）座談会・講演会、研修会等の開催等
 - （2）会報等の発行等
 - （3）その他、会の目的達成に必要な事業
- 5（会員） 本会の目的に賛同するものをもって会員とする。
- 6（会議） 会議は、そのつど会長が招集して行う。
- 6（役員） 本会は、次の役員を置く。
会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者等
- 7（会計年度） 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 8（その他） 会の入会、退会は妨げない。

附則

本規約は、令和1年10月22日より実施する。